

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市旧大津公会堂ホール等の利用料金の還付		
根拠法令名	大津市旧大津公会堂条例（平成21年条例第33号）	（条項）第7条	
基準法令名			
所管部署	都市計画部 都市魅力創造課		
標準処理時間	3日	法定処理期間	
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 大津市旧大津公会堂ホール等の利用料金の還付基準 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[施設の利用料金の還付基準]</p> <p>施設の利用料金の還付については、大津市旧大津公会堂条例第7条の規定によるものとする。 なお同条が規定する「特別の理由」とは、次の事項に該当する場合とし、還付する金額は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額 (2) 使用者の責めに帰すことができない事由により、当該施設が使用できない場合 全額 (3) 利用料金の納付後、利用料金の減免対象となる事実が発生したとき 全額 (4) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める <p>参 考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市旧大津公会堂条例</p> <p>第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。